

県立米子高等学校特別教室棟ワープロ室 エアコン更新工事

図 面 リ ス ト		
図 番	図 面 名 称	縮 尺
M - 00	表紙・図面リスト	NS
M - 01	機械設備工事特記仕様書(1)	NS
M - 02	機械設備工事特記仕様書(2)	NS
M - 03	配置図・付近見取図	1/700
M - 04	冷暖房設備 特別教室棟1階・3階平面図(改修後・改修前)	1/100
E - 01	機器電源設備 特別教室棟1階平面図(改修後・前)	1/100



機械設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1 工事場所 米子市橋本

2 建物概要

番号	建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令第1条第一の区分	備考
1	特別教室棟	RC	3	2,588.68	(7) 項	
2					() 項	
3					() 項	
4					() 項	
5					() 項	

3 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)

工事種目	番号	1	2	3	4	5	屋外	備考
● 空調設備								
● 冷暖房設備	○							
● 換気設備								
● 排煙設備								
● 自動制御設備								
● 衛生器具設備								
● 給水設備								
● 排水設備								
● 給湯設備								
● ガス設備								
● 浄化槽設備								
● 消火設備								
● さく井設備								
● 電気設備工事	○							
● 建築工事								

4 設備概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)

●印の付いたものを適用する。

項目	設備概要
● 空調設備	● 単一ダクト方式 ● 各階ユニット方式 ● ダクト併用ファンコイルユニット方式
● 冷暖房設備	● ファンコイルユニット方式 ● パッケージ方式
● 暖房設備	● 温水暖房 ● 蒸気暖房 ● 温風暖房 (● 局所式 ● 中央式) ● 床暖房
● 熱源	● 電気 ● 灯油 ● A重油 ● ガス ● バイオマス
● 主要熱源機器	● 鋼製ボイラー ● 鋳鉄製ボイラー ● 真空式温水発生機 ● 無圧式温水発生器 ● テリングユニット ● スクリュー冷凍機 ● 遠心冷凍機 ● 吸収式冷凍機 ● 直置き吸収式温水機 ● 小形吸収式温水機ユニット ● バイオマスボイラー ● ルームエアコン ● ヒートポンプパッケージエアコン (マルチタイプ ● 有 ● 無) ● 温風暖房機 ● F F 暖房機 ● その他 ()
換気設備	● 第一種 ● 第二種 ● 第三種
排煙設備	● 機械排煙 (適用法規 ● 建基法 ● 消防法)
自動制御設備	● 電気式 ● 電子式 ● デジタル式
● 給水設備	給水方式 ● 水道直結方式 ● 高置水槽方式 ● ポンプ直送方式 ● 増圧給水方式 水源 ● 水道水 ● 井水
● 排水設備	排水方式 ● 自然流下 ● ポンプ排水 (● 汚水 ● 雑排水 ● 雨水) 放 流 先 汚 水 ● 公共下水道 ● 浄化槽 雑 排 水 ● 公共下水道 ● 浄化槽 雨 水 ● 公共下水道 ● 側溝 ● 河川 浄 化 槽 処 理 方 式 ● 小規模合併 ● 合併 処 理 水 放 流 先 ● 排水路 ● 側溝 ● 河川
● 給湯設備	● 局所式 (● ガス ● 油 ● 電気) ● 中央式 (● 油 ● ガス ● 電気)
● 消火設備	● 屋内消火栓 ● 屋外消火栓 ● 連結送水管 ● 連結散水 ● スプリンクラー ● 泡消火 ● 粉末消火装置 ● 不活性ガス消火 (● 窒素 ● 窒素系) ● ハロゲン化物消火
● ガス設備	● 都市ガス (MJ/Nm ³) ● 液化石油ガス

II. 特記仕様

1 一般事項

- (1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書等のうち、
●印の付いたものによる。
● 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下「標準仕様書」という。)
● 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下「改修標準仕様書」という。)
● 公共建築設備工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下「標準図」という。)
(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針 (令和4年版)」 (以下「監理指針」という。) を適用する。
(3) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

2 特記事項

- (1) 項目は番号に ●印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は ●印の付いたものを適用する。
●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。●印と●印の付いた場合は両方を適用する。
(3) 一般共通事項のうち () 項は、● 建築 ● 電気設備 工事特記仕様書による。

項目	特記事項															
1 官公署その他への手続	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。															
2 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規程第5条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第1編第1章第3節1. 3. 2によるものとし、一般用電気工作物にかかる工事についても、自家用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。															
3 工事安全計画書等	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。															
4 発生材の分析及び処理	引渡しを要するもの ※ 無し ● 有り () 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。 特別管理産業廃棄物 ※ 無し ● 有り ● 本工事において調査を行う (● 廃石綿 (配管用保温材) ● PCB使用機器) アスベスト含有設備資機材 (ガスケット、パッキン、たわみ継手等の石綿含有廃棄物) は関係法令に従い適切に処理を行う。 PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量PCB分析 ※ 無し ● 有り 再生資源化を図るもの ※ 無し ● 有り (● コンクリート塊 ● アスファルトコンクリート塊)															
5 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。ただし、これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。なお、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。															
6 機材の品質・性能証明	JIS等のマーク及び評価書のある機材を使用する場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2 (3)の品質及び性能を有することの性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績等は除く。															
7 機材の承認図	機械設備工事機材承認図様式集 (令和4年版) によるほか、監督職員の指示による。															
8 図形等の表示	機器類は、図示する形状、配管などの取出し位置及び製造品番により、特定製造者の製品を指示、限定しない。															
9 電気容量及び機器表示	機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。															
10 技能士の適用	電動機出力、燃料消費量等は、原則として図面に記載されている値以下とする。 下記により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をすとも他に他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行う。また、そのものが技能士であることが分かる名札 (下図参考) を常時着用する。 ● 配管 (● 1級 ● 2級) ● 熱熱線施工 (● 1級 ● 2級) ● 冷凍空調機器施工 (● 1級 ● 2級) ● 建築板金 (● 1級 ● 2級)															
11 施工図等	提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に係る使用権は発注者に移譲するものとする。															
12 完成写真等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示による。下記のものを出す。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>分類・規格</th><th>撮影箇所</th><th>部数</th><th>電子データの提出</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事写真</td><td>カラーサービス判</td><td>各工種工程毎</td><td>※ 1部 ● 部</td><td>● 要 ● 不要</td></tr><tr><td>完成写真</td><td>カラーサービス判</td><td>監督職員の指示による</td><td>※ 2部 ● 部</td><td>● 要 ● 不要</td></tr></tbody></table>	区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データの提出	工事写真	カラーサービス判	各工種工程毎	※ 1部 ● 部	● 要 ● 不要	完成写真	カラーサービス判	監督職員の指示による	※ 2部 ● 部	● 要 ● 不要
区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データの提出												
工事写真	カラーサービス判	各工種工程毎	※ 1部 ● 部	● 要 ● 不要												
完成写真	カラーサービス判	監督職員の指示による	※ 2部 ● 部	● 要 ● 不要												

13 完成図等

区分	名称	部数
※ 完成図原図	完成図 ● 原紙 ● CADデータ ● PDFデータ 施工図 ● 原紙 ● CADデータ ● PDFデータ	1部
※ 完成図 2つ折製本	● 完成図 ● 完成図 (縮小版) ● 施工図	※ 2部 ● 部
※ 完成図書	● 完成図 (縮小版) ● 主要機器図 ● 試験成績書	※ 2部 ● 部
※ 保守用説明書 (A4版ファイル)	※ 保守に関する指導案内書 ※ 機器取扱説明書 ※ 主要機器一覧表	※ 2部 ● 部
※ 保証書		1部
※ 官公署の届出書類		1部

● 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼り付ける。

14 他工事との取合

他工事との取合い	建築	電気設備	機械設備
● コンクリート壁、床、梁貫通部	スリーブ・箱入 補 強	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 鉄骨造の開口及び補強		※ ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート (くぎ処理共)		● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮 枠 補 強	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● OAフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※ ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 埋込形機器取付用の天井・壁の切込加工及び下地の補強	切 り 込 み 補 強	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクロザー、フロアヒンジ		※ ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 電気室、自家発電室などの基礎及びピット (蓋を含む)		※ ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 天井点検口		※ ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置 屋 上 設 置	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 機器付属の制御盤及び操作盤から機器までの配線		● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
● 機器用コントロールスイッチ (空調機、給湯器等) の取付及び配線		● ● ● ● ●	● ● ● ● ●

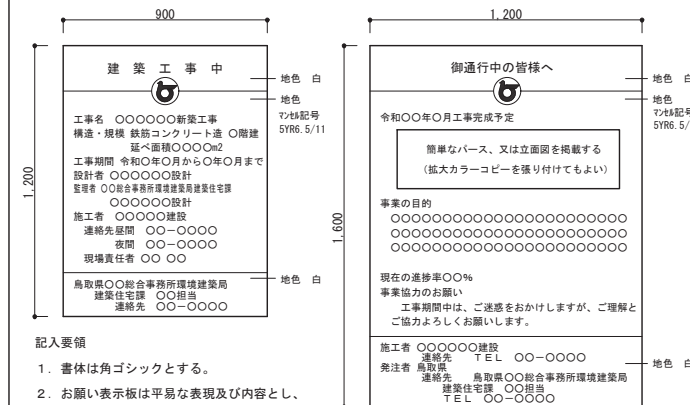
15 工事用水・電力・その他

16 表示板

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

設ける。(寸法等は下図による。建築工事、電気設備工事等と一緒に表示する。)

※ 工事表示板 ● お願い表示板



17 足場

18 工事用仮設物

19 土工

20 保温工事

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

構内に作ることが ※ 出来る ● 出来ない
(ア) 埋め戻し土 ● 根切土のなかの良質土 (● コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類)
● 山砂の類 ()
● 真砂土 ()

(イ) 建設発生土処分 ● 構外に搬出 ● 構内に敷ならし ● 構内の指示する場所に堆積
● 冷温水管 (● ロックウール ● グラスウール ● ポリスチレンフォーム)
● 蒸気管 (● ロックウール ● グラスウール)
● 給水管 (● ロックウール ● グラスウール ● ポリスチレンフォーム ● 保温チューブ (厚さ@))
● 排水管 (● ロックウール ● グラスウール ● 保温チューブ (厚さ@ 10t))
● 給湯管 (● ロックウール ● グラスウール ● 保温チューブ (厚さ@))
● 消火管 (● ロックウール ● グラスウール ● ポリスチレンフォーム)
● ダクト (● ロックウール ● グラスウール)
● 燃焼熱源等機械室内の配管 (● ロックウール ● グラスウール)
● 全熱交換機の給気ダクト (● 機器外側 ● 機器室内側) は保温 (グラスウール25mm厚)
● 冷媒管の保温外装 屋内 (● 樹脂製化粧ケース ● 合成樹脂製シート ● 樹脂製化粧ケース) 屋外 (● 樹脂製化粧ケース ● SUS鋼板)



一級建築士事務所 / 建築設備設計事務所
Mechanical/Electrical Engineers
X.PLAN

一級建築士事務所 鳥取県知事登録 第 03-1014 号
管理建築士 川合友加里 一級建築士登録 第 370007 号
建築設備士 田村志郎 建築設備士登録 第 28F2-7001NT 号

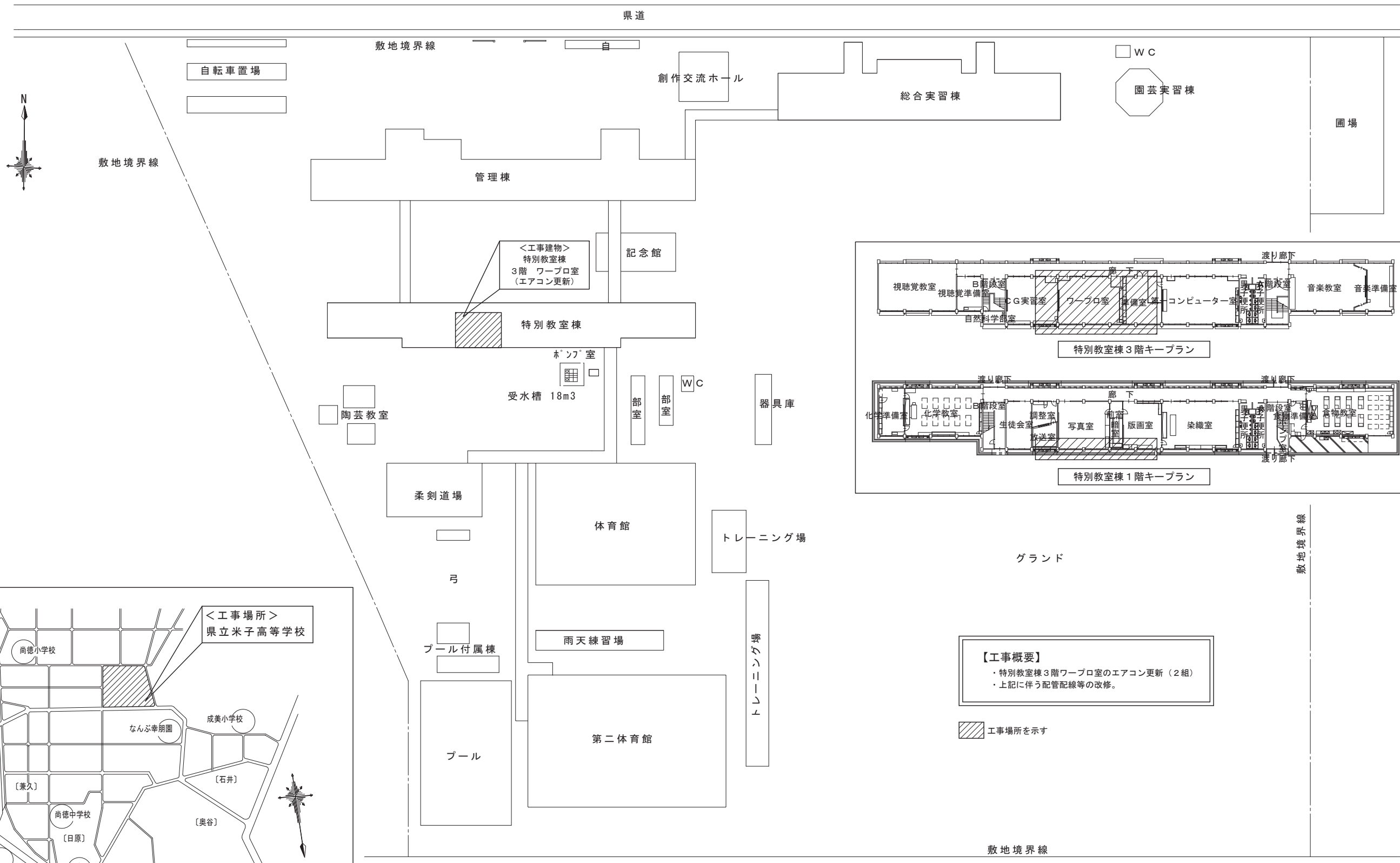
承認 管理技術者 担当 作図
田村 角田 林原 林原

縮尺 NS
設計年月日 2025.10

工事名称 県立米子高等学校特別教室棟ワープロ室エアコン更新工事
図面名称 機械設備工事特記仕様書 (1)

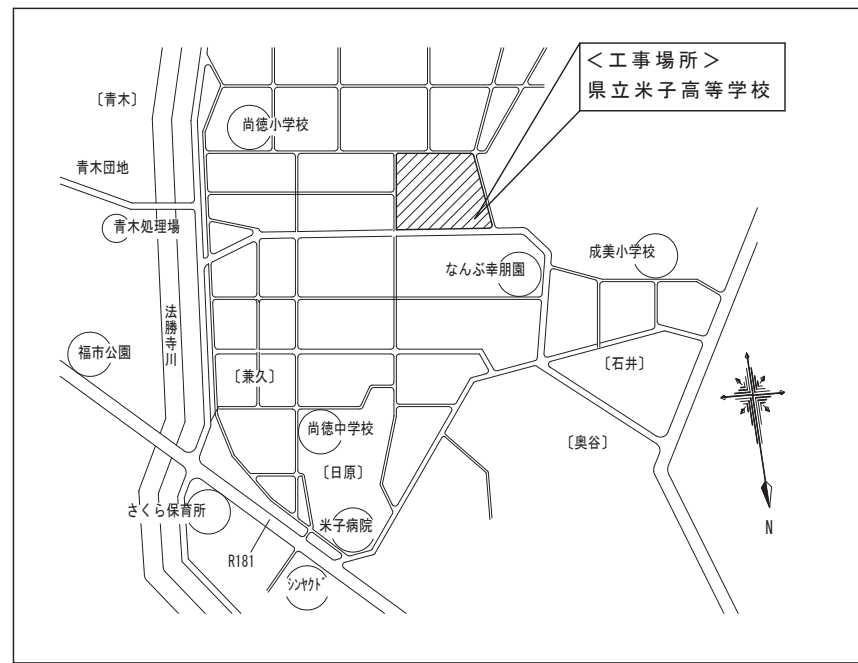
図面番号 M-01 / 04

一般 共通 事項	21 鋼管類の防食処置	<p>地中埋設 ●ペトロラム系 ●ブチルゴム系 ●熱収縮チューブ及びシート</p> <p>●標準図(施工3) ●(1)絶縁フランチ ●(2)絶縁シート ●(3)絶縁スリーブ ●(4)絶縁ユニオン</p> <p>※合成ゴム製(球形) ●ポリテトラフルオロエチレン製 ●ベローズ形(ステンレス製)</p> <p>※ベローズ形 ●スリーブ形</p> <p>各種機材のうち、下記の部分は塗装しない。(さび止め塗装は除く。)</p> <p>(ア)埋設されるもの(ただし、防食塗装部分を除く) (イ)垂鉛めっき以外のめっき仕上げ面</p> <p>(ウ)垂鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分 (エ)垂鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類</p> <p>(オ)樹脂コーティング等を実施したもので、常時隠ぺいされる部分 (カ)カラー垂鉛鉄板面</p> <p>(キ)アルミ、ステンレス、銅、熔融アルミニウム-垂鉛鉄板面、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面</p> <p>(ク)特殊な意匠の表面仕上げ処理を施した面</p> <p>(ケ)主・各階機械室内等及び電気室内の垂鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管</p> <p>●上記及び標準仕様書によらず塗装を施す部分・箇所()</p>	1 設計用温湿度条件	<table border="1"> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">外気条件</th> <th colspan="4">室内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">()</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <th>(DB)</th> <th>(RH)</th> <th>(DB)</th> <th>(RH)</th> <th>(DB)</th> <th>(RH)</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <td>℃</td> <td>%</td> <td>28.0</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <th>冬季</th> <td>℃</td> <td>%</td> <td>19.0</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>※SGP(白) ●SGP-V A ●SGP-P A</p> <p>※SGP(白) ●SGP-H V A ●ステンレス鋼管(SUS304)</p> <p>●架橋ポリエチレン管(ファンコイル機器接続部に限る) ●ポリプテン管(ファンコイル機器接続部に限る)</p> <p>※SGP(白) ●ステンレス鋼管(SUS304)</p> <p>※SGP(黒)</p> <p>※STPG370-Sch40(黒) ●ステンレス鋼管(SUS304)</p> <p>一般配管 ※SGP(黒) 地中配管 ※合成樹脂被覆鋼管</p> <p>※断熱材被覆鋼管</p> <p>9 空調用給水管 ●ステンレス鋼管 ●SGP-V A ●</p> <p>※SGP(白) ●VP</p> <p>※5K ●10K</p> <p>※流量調整弁 ●定流量弁(●ダイヤフラム式流量可変式 ●カートリッジオフィス形)を取付ける。</p> <p>(ア)防煙ダンパー ※遠隔復帰式 ●電気式</p> <p>(イ)ピストンダンパー ※遠隔復帰式 ●</p> <p>※低圧ダクト ●高圧1ダクト ●高圧2ダクト</p> <p>●長方形ダクト ●コーナーボルト工法(●共板工法(動作用電圧(電圧)の元220V法)0.7A以下とする。)(長辺1500mmを超えるものはアングルフランジ工法とする。)</p> <p>●アングルフランジ工法</p> <p>●防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを1.6mm厚鋼板製とする。</p> <p>ボックス ※亜鉛鉄板製 ●グラスウール製</p> <p>シーリングディフューザーの接続は、標準図(施工49)を参考とする。</p> <p>接続するダクトの施工が困難な場合はフレキシブルダクトを使用してもよい。</p> <p>線状吹出口には、(長さ+100)×300×300Hの接続チャンパーを設ける。</p> <p>外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合には、雨水等を自然に排出できるように勾配をつける。</p> <p>吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類に内貼する。</p> <p>内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。</p> <p>吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口(原則400×600)を取付ける。</p> <p>形式はビトー管式(コック付)とする。 ●着脱式 ●固定式</p> <p>下記の箇所、若しくは図示により取付ける。</p> <p>●冷凍機類の冷水出口 ●瞬間流量計 ●測定用タッピング</p> <p>●冷凍機類の冷却水出口 ●瞬間流量計 ●測定用タッピング</p> <p>●ボイラー又は熱交換器の温水出口 ●瞬間流量計 ●測定用タッピング</p> <p>●冷水ヘッダーの各送り管 ●瞬間流量計 ●測定用タッピング</p> <p>●ユニット形空調機と機体の冷水水入口 ●瞬間流量計 ●測定用タッピング</p> <p>●メカニカル形 ●風速センサー形</p> <p>機器付属以外の温度計 ※工業用バイメタル式 ●ガード付L形温度計</p> <p>空気溜りを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き弁装置を設ける。</p> <p>※手動 ●自動</p> <p>自動空気抜き弁装置は標準図による。(施工38(g))</p> <p>機械室の手動空気抜き配管の保溫は分岐から2mの範囲とする。</p> <p>トラップ形式はフロートボール式(床置型) ※FRP製保溫型 ●FRP製 ●SUS製</p> <p>材質及び厚さ ●SS400(※3.2mm ●4.5mm) ●SUS(※1.5mm ●2.0mm)</p> <p>煤煙濃度計 ●取付ける ●取付けない ●取付座を付ける</p> <p>煤じん量測定口(80φ×2) ※取付ける ●取付けない</p> <p>油面計はゲージ式(側圧計)とする。</p> <p>据付け方法 ●標準図(施工32)(二重殻タンク・タンク室無し) ●標準図(施工33)(タンク室有り)</p> <p>タンクの保護被覆 ※強化プラスチック ●エポキシ樹脂 ●アスファルト</p> <p>基礎杭 ※不要 ●要(※別途工事 ●本工事)</p> <p>土留め工事 ●要 ●不要</p> <p>タンクローリー用アース端子を設ける。</p> <p>油面制御装置の機能 ●給油ポンプの起動停止 ●満油警報 ●減油警報 ●</p> <p>●機器表記による。</p> <p>●空気調和機のフィルターは、ロールの場合は1本、ユニットの場合は1セットを付属品として納入する。</p> <p>インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。</p> <p>標準仕様書によるほか、中央機械室の冷却水管、冷温水管等の吊り及び支持は防振吊り金物又は防振支持金物で行う。</p>		外気条件		室内(調整目標値)						一般		()		温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	(DB)	(RH)	(DB)	(RH)	(DB)	(RH)	夏季	℃	%	28.0	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	19.0	℃	%	℃	%	6 衛生器具設備	<p>1 衛生器具の参考型番</p> <p>2 小便器用節水装置</p> <p>3 自動水栓</p> <p>4 大便器洗浄弁</p> <p>5 温水洗浄便座</p> <p>6 器具と排水管接続</p> <p>型番変更等により参考型番が変更又は廃止されている場合、参考型番の同等品とする。</p> <p>※小便器一体型 ●小便器分離型</p> <p>●洗浄水量4リットル/回以下</p> <p>※個別感知方式 (●AC電源 ●自己発電 ●乾電池) ●手動式</p> <p>電源供給方式 ●AC電源 ●自己発電 ●乾電池</p> <p>操作方式 ●電気開閉式 (●センサー式 ●タッチスイッチ式) ●手動式</p> <p>洗浄水加熱方式 ●瞬間式 ●貯湯式</p> <p>※標準図(施工64) ●標準図(施工65)</p>	7 給水設備	<p>1 量水器 ●親メーター ※借用 ●買収 (※直読 ●遠隔表示)</p> <p>●子メーター ※買収 ●借用 (※直読 ●遠隔表示)</p> <p>(ア)一般配管 ●SGP-V B ●SGP-P B ●SUS304 ●SUS316 ●H I V P ●架橋ポリエチレン管</p> <p>(イ)土間下配管 ●SGP-V D ●SGP-P D ●H I V P ●SUS304 ●SUS316</p> <p>(ウ)地中配管 ●SGP-V D ●SGP-P D ●H I V P ●SUS304 ●SUS316 ●水道配水用ポリエチレン管(75~100A) ●水道用ポリエチレン二層管(50A以下)</p> <p>(エ)特記なき給水管の最小口径は20Aとする。</p> <p>(オ)ビニル管の接合方法 ※接着接合 ●ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする。)</p> <p>(カ)ポリエチレン管の接合方法 50A以下 ※金属製継手 ※融着継手 75A以上 ※融着継手</p> <p>※口径65A以上の仕切弁及び逆止弁は、ライニング弁とする。</p> <p>●5K(受水槽以降の配管に使用) ●10K(公営水道に直結する配管に使用)</p> <p>●公営水道事業者指定の止水栓又は弁(給水引込部に使用)</p> <p>屋外に設置する水槽のマンホール蓋は保溫形(二重蓋含む)とする。</p>	8 排水設備	<p>1 配管材料 ●VP ●RF-V P ●排水用塩ビライニング鋼管 ●耐火二層管</p> <p>(イ)屋内雑排水管 ●VP ●RF-V P ●SGP(白) ●排水用塩ビライニング鋼管 ●耐火二層管</p> <p>(ウ)ポンプ排水管 ●VP(水通用) ●H I V P ●排水用塩ビライニング鋼管(送排水管用継手)</p> <p>(エ)通気管 ●VP ●RF-V P ●SGP(白) ●排水用塩ビライニング鋼管</p> <p>(オ)屋外排水管 ●VP ●RF-V P ●V U(地中) ●R E P-V U(地中) ●R S-V U ●卵形管 ●コンクリート管</p> <p>2 満水試験継手</p> <p>3 バイシャフト内配管の保溫</p> <p>4 煙試験</p> <p>3階以上にわたる排水管立て管に満水試験継手を ※取付ける ●取付けない</p> <p>※施工する ●施工しない</p> <p>※行わなくてもよい ●図示の系統のみ行う</p>	9 給湯設備	<p>1 配管材料 ●SGP-H V A ●ステンレス鋼管 ●架橋ポリエチレン管 ●保温付被覆鋼管 ●鋼管</p> <p>湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。</p> <p>※5K ●10K</p>	10 消火設備	<p>1 配管材料 (ア)一般配管 ●SGP(白) ●STPG (イ)土間下配管 ●SGP-V S ●STPG-V S (ウ)地中配管 ●SGP-V S ●STPG-V S</p> <p>※10K ●16K</p> <p>(ア)呼水タンク ※施工しない ●施工する</p> <p>(イ)充水タンク ※施工しない ●施工する</p> <p>(ウ)配管の保溫は次による。(屋外露出箇所は種別e3・(ハ)・Ⅵによる)</p> <p>●屋内消火栓用(※施工しない ●施工する) ●スプリンクラー用(※施工しない ●施工する)</p> <p>●連結送水用(※施工しない ●施工する) ●連結散水用(※施工しない ●施工する)</p> <p>●広範囲型2号消火栓 ●易操作性1号消火栓 ●屋内消火栓(●1号 ●2号)</p> <p>●窒素 ●I G-541 ●I G-55 ●H F C-227e a ●H F C-23</p> <p>※手動 ●自動手動切替式</p>	11 ガス設備	<p>1 都市ガス設備</p> <p>2 配管材料 (ア)一般配管 ※SGP(白) ●合成樹脂被覆鋼管 (イ)土間下配管 ※合成樹脂被覆鋼管 (ウ)地中配管 ※合成樹脂被覆鋼管 ●ガス用ポリエチレン管</p> <p>3 ガスメータ ●親メーター ※借用 ●買収(取付け ※別途 ●本工事) ●子メーター ※買収 ●借用(取付け ※本工事 ●別途)</p> <p>●縦型 ●横型 ●借用 ●買収</p> <p>●標準図(施工73)の ●要領(a) ●要領(b) ●要領(c)</p> <p>●標準図(施工74)の ●要領(a) ●要領(b)</p> <p>●不要 ●要(※別途工事 ●本工事)</p>	12 浄化槽設備	<p>1 処理種別及び方式 ●小規模合併処理(●分離接触ばっ気方式 ●嫌気ろ床接触ばっ気方式 ●その他性能評価を受けた方式())</p> <p>●合併処理(●接触ばっ気方式 ●長時間ばっ気方式 ●回転板接触方式)</p> <p>●ユニット型 ●現場施工型</p> <p>●処理能力 ●処理人員 ●処理水量 m3/d</p> <p>●流入BOD 200mg/L ●放流水質BOD 20mg/L以下</p> <p>●T-N mg/L以下 ●T-P mg/L以下</p> <p>※自然流下 ●ポンプ排水</p> <p>●埋戻し土 ●砂 ●根切土の中の良質土</p> <p>●不要 ●要(図示による)</p> <p>※製造者標準仕様(ロック式) ●MHA型(ボルト式)</p> <p>3ヶ月相当分を納入する。</p>																																													
		外気条件		室内(調整目標値)																																																																																																				
				一般		()																																																																																																		
		温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																																																																																	
	(DB)	(RH)	(DB)	(RH)	(DB)	(RH)																																																																																																		
	夏季	℃	%	28.0	℃	%	℃	%																																																																																																
	冬季	℃	%	19.0	℃	%	℃	%																																																																																																
	22 絶縁継手	<p>26 ステンレス鋼管の接合方法</p> <p>27 溶接配管の検査</p> <p>28 埋設表示</p> <p>29 支持金物・固定金具</p> <p>30 総合試運転調整</p> <p>31 アスベスト含有建材の処理</p> <table border="1"> <tr> <th>建材の内容・箇所</th> <th>仕様等</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者を活用するものとする。</p> <p>※官公署その他への手続きは、同じ仕様書ほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。</p> <p>●施工調査(分析によるアスベスト含有建材の調査)を行う。</p> <p>分析方法はJ I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。</p> <p>●アスベスト粉じん濃度測定を行う。</p> <p>(測定時期: 測定場所: 測定点:)</p> <p>●洗浄設備(洗眼、うがいの設備)及び更衣設備等を設ける。</p> <p>●作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。</p> <p>対象箇所()</p> <p>工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。</p> <p>既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p> <p>探査方法 ※電磁誘導式 ●放射線透過検査</p> <p>実施する。</p> <p>工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。</p> <p>(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで[概ね工期+21日]とする。)</p> <p>グリーン購入は次のものとする。</p> <p>●空調用機器(パッケージエアコン) ●衛生器具() ●断熱材() ●配管材(●再生硬質ポリ塩化ビニル管) ●その他()</p> <p>38 鳥取県公共工事環境配慮指針</p> <p>39 建築物省エネ法</p> <p>40 耐震施工</p> <p>設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量1kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 機器の据付け及び取付け</p> <p>設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)[kN]に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設計用標準水平震度</th> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">●一般の施設</th> </tr> <tr> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上、塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>上層階の定義 2~6階建:最上階、7~9階建:上層2階、10~12階建:上層3階、13階建以上:上層4階</p> <p>中間階の定義 地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器 ●換気機器 ●空調機器 ●熱源機器 ●防災機器 ●監視制御設備 ●危険物貯蔵装置 ●火を使用する設備 ●避難経路上に設置する機器 ●水槽類(燃料小出槽を含む)</p> <p>()</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(一財)日本建築センター)を参考にする。</p>	建材の内容・箇所	仕様等	処理を行う範囲				設計用標準水平震度	●特定の施設		●一般の施設		●重要機器	●一般機器	●重要機器	●一般機器	上層階 屋上、塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6		機器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	2 冷却水管	3 冷水・温水・冷温水管	4 膨張・空気抜・補給水管	5 蒸気給気管	6 蒸気還水管	7 油・油用通気管	8 冷媒管	9 空調用給水管	10 空調用排水管	11 弁類	12 ファンコイルユニット	13 ダンパー	14 ダクト	15 吹出口・吸込口	16 チャンパー等	17 消音内貼り	18 瞬間流量計及び流量測定口	19 定風量・変風量ユニット	20 温度計	21 冷温水管の空気抜き	22 空調機用トラップ	23 鋼板製煙道	24 オイルサーピスタック	25 地下オイルタンク	26 油面制御装置	27 フィルター等付属品	28 パッケージ空調機の能力表示	29 防振吊り及び支持金物	4 1ダクト	2 排煙口	3 排煙口開放及び復帰方式	4 排煙風量測定	5 1 中央監視制御盤装置	2 電源装置	3 温度調節器等	4 計装工事の記録
	建材の内容・箇所		仕様等	処理を行う範囲																																																																																																				
設計用標準水平震度	●特定の施設		●一般の施設																																																																																																					
	●重要機器		●一般機器	●重要機器	●一般機器																																																																																																			
上層階 屋上、塔屋	機器		2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
	防振設置機器		2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																		
中間階	水槽類		2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
	機器		1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																		
地階・1階	防振設置機器		1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																			
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
23 防振継手	<p>26 ステンレス鋼管の接合方法</p> <p>27 溶接配管の検査</p> <p>28 埋設表示</p> <p>29 支持金物・固定金具</p> <p>30 総合試運転調整</p> <p>31 アスベスト含有建材の処理</p> <table border="1"> <tr> <th>建材の内容・箇所</th> <th>仕様等</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者を活用するものとする。</p> <p>※官公署その他への手続きは、同じ仕様書ほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。</p> <p>●施工調査(分析によるアスベスト含有建材の調査)を行う。</p> <p>分析方法はJ I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。</p> <p>●アスベスト粉じん濃度測定を行う。</p> <p>(測定時期: 測定場所: 測定点:)</p> <p>●洗浄設備(洗眼、うがいの設備)及び更衣設備等を設ける。</p> <p>●作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。</p> <p>対象箇所()</p> <p>工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。</p> <p>既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p> <p>探査方法 ※電磁誘導式 ●放射線透過検査</p> <p>実施する。</p> <p>工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。</p> <p>(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで[概ね工期+21日]とする。)</p> <p>グリーン購入は次のものとする。</p> <p>●空調用機器(パッケージエアコン) ●衛生器具() ●断熱材() ●配管材(●再生硬質ポリ塩化ビニル管) ●その他()</p> <p>38 鳥取県公共工事環境配慮指針</p> <p>39 建築物省エネ法</p> <p>40 耐震施工</p> <p>設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量1kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 機器の据付け及び取付け</p> <p>設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)[kN]に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設計用標準水平震度</th> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">●一般の施設</th> </tr> <tr> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上、塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>上層階の定義 2~6階建:最上階、7~9階建:上層2階、10~12階建:上層3階、13階建以上:上層4階</p> <p>中間階の定義 地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器 ●換気機器 ●空調機器 ●熱源機器 ●防災機器 ●監視制御設備 ●危険物貯蔵装置 ●火を使用する設備 ●避難経路上に設置する機器 ●水槽類(燃料小出槽を含む)</p> <p>()</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(一財)日本建築センター)を参考にする。</p>	建材の内容・箇所	仕様等	処理を行う範囲				設計用標準水平震度	●特定の施設		●一般の施設		●重要機器	●一般機器	●重要機器	●一般機器	上層階 屋上、塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6		機器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	2 冷却水管	3 冷水・温水・冷温水管	4 膨張・空気抜・補給水管	5 蒸気給気管	6 蒸気還水管	7 油・油用通気管	8 冷媒管	9 空調用給水管	10 空調用排水管	11 弁類	12 ファンコイルユニット	13 ダンパー	14 ダクト	15 吹出口・吸込口	16 チャンパー等	17 消音内貼り	18 瞬間流量計及び流量測定口	19 定風量・変風量ユニット	20 温度計	21 冷温水管の空気抜き	22 空調機用トラップ	23 鋼板製煙道	24 オイルサーピスタック	25 地下オイルタンク	26 油面制御装置	27 フィルター等付属品	28 パッケージ空調機の能力表示	29 防振吊り及び支持金物	4 1ダクト	2 排煙口	3 排煙口開放及び復帰方式	4 排煙風量測定	5 1 中央監視制御盤装置	2 電源装置	3 温度調節器等	4 計装工事の記録	
建材の内容・箇所		仕様等	処理を行う範囲																																																																																																					
設計用標準水平震度		●特定の施設		●一般の施設																																																																																																				
		●重要機器	●一般機器	●重要機器	●一般機器																																																																																																			
上層階 屋上、塔屋		機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
		防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																		
中間階		水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
		機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																		
地階・1階		防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																			
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
24 伸縮管継手	<p>26 ステンレス鋼管の接合方法</p> <p>27 溶接配管の検査</p> <p>28 埋設表示</p> <p>29 支持金物・固定金具</p> <p>30 総合試運転調整</p> <p>31 アスベスト含有建材の処理</p> <table border="1"> <tr> <th>建材の内容・箇所</th> <th>仕様等</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者を活用するものとする。</p> <p>※官公署その他への手続きは、同じ仕様書ほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。</p> <p>●施工調査(分析によるアスベスト含有建材の調査)を行う。</p> <p>分析方法はJ I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。</p> <p>●アスベスト粉じん濃度測定を行う。</p> <p>(測定時期: 測定場所: 測定点:)</p> <p>●洗浄設備(洗眼、うがいの設備)及び更衣設備等を設ける。</p> <p>●作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。</p> <p>対象箇所()</p> <p>工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。</p> <p>既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p> <p>探査方法 ※電磁誘導式 ●放射線透過検査</p> <p>実施する。</p> <p>工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。</p> <p>(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで[概ね工期+21日]とする。)</p> <p>グリーン購入は次のものとする。</p> <p>●空調用機器(パッケージエアコン) ●衛生器具() ●断熱材() ●配管材(●再生硬質ポリ塩化ビニル管) ●その他()</p> <p>38 鳥取県公共工事環境配慮指針</p> <p>39 建築物省エネ法</p> <p>40 耐震施工</p> <p>設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量1kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 機器の据付け及び取付け</p> <p>設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)[kN]に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設計用標準水平震度</th> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">●一般の施設</th> </tr> <tr> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上、塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>上層階の定義 2~6階建:最上階、7~9階建:上層2階、10~12階建:上層3階、13階建以上:上層4階</p> <p>中間階の定義 地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器 ●換気機器 ●空調機器 ●熱源機器 ●防災機器 ●監視制御設備 ●危険物貯蔵装置 ●火を使用する設備 ●避難経路上に設置する機器 ●水槽類(燃料小出槽を含む)</p> <p>()</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(一財)日本建築センター)を参考にする。</p>	建材の内容・箇所	仕様等	処理を行う範囲				設計用標準水平震度	●特定の施設		●一般の施設		●重要機器	●一般機器	●重要機器	●一般機器	上層階 屋上、塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6		機器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	2 冷却水管	3 冷水・温水・冷温水管	4 膨張・空気抜・補給水管	5 蒸気給気管	6 蒸気還水管	7 油・油用通気管	8 冷媒管	9 空調用給水管	10 空調用排水管	11 弁類	12 ファンコイルユニット	13 ダンパー	14 ダクト	15 吹出口・吸込口	16 チャンパー等	17 消音内貼り	18 瞬間流量計及び流量測定口	19 定風量・変風量ユニット	20 温度計	21 冷温水管の空気抜き	22 空調機用トラップ	23 鋼板製煙道	24 オイルサーピスタック	25 地下オイルタンク	26 油面制御装置	27 フィルター等付属品	28 パッケージ空調機の能力表示	29 防振吊り及び支持金物	4 1ダクト	2 排煙口	3 排煙口開放及び復帰方式	4 排煙風量測定	5 1 中央監視制御盤装置	2 電源装置	3 温度調節器等	4 計装工事の記録	
建材の内容・箇所		仕様等	処理を行う範囲																																																																																																					
設計用標準水平震度		●特定の施設		●一般の施設																																																																																																				
		●重要機器	●一般機器	●重要機器	●一般機器																																																																																																			
上層階 屋上、塔屋		機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
		防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																		
中間階		水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
		機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																		
地階・1階		防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																			
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
25 塗装	<p>26 ステンレス鋼管の接合方法</p> <p>27 溶接配管の検査</p> <p>28 埋設表示</p> <p>29 支持金物・固定金具</p> <p>30 総合試運転調整</p> <p>31 アスベスト含有建材の処理</p> <table border="1"> <tr> <th>建材の内容・箇所</th> <th>仕様等</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者を活用するものとする。</p> <p>※官公署その他への手続きは、同じ仕様書ほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。</p> <p>●施工調査(分析によるアスベスト含有建材の調査)を行う。</p> <p>分析方法はJ I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。</p> <p>●アスベスト粉じん濃度測定を行う。</p> <p>(測定時期: 測定場所: 測定点:)</p> <p>●洗浄設備(洗眼、うがいの設備)及び更衣設備等を設ける。</p> <p>●作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。</p> <p>対象箇所()</p> <p>工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。</p> <p>既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p> <p>探査方法 ※電磁誘導式 ●放射線透過検査</p> <p>実施する。</p> <p>工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。</p> <p>(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで[概ね工期+21日]とする。)</p> <p>グリーン購入は次のものとする。</p> <p>●空調用機器(パッケージエアコン) ●衛生器具() ●断熱材() ●配管材(●再生硬質ポリ塩化ビニル管) ●その他()</p> <p>38 鳥取県公共工事環境配慮指針</p> <p>39 建築物省エネ法</p> <p>40 耐震施工</p> <p>設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量1kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 機器の据付け及び取付け</p> <p>設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)[kN]に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設計用標準水平震度</th> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">●一般の施設</th> </tr> <tr> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> <th>●重要機器</th> <th>●一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上、塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>上層階の定義 2~6階建:最上階、7~9階建:上層2階、10~12階建:上層3階、13階建以上:上層4階</p> <p>中間階の定義 地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器 ●換気機器 ●空調機器 ●熱源機器 ●防災機器 ●監視制御設備 ●危険物貯蔵装置 ●火を使用する設備 ●避難経路上に設置する機器 ●水槽類(燃料小出槽を含む)</p> <p>()</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(一財)日本建築センター)を参考にする。</p>	建材の内容・箇所	仕様等	処理を行う範囲				設計用標準水平震度	●特定の施設		●一般の施設		●重要機器	●一般機器	●重要機器	●一般機器	上層階 屋上、塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6		機器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	2 冷却水管	3 冷水・温水・冷温水管	4 膨張・空気抜・補給水管	5 蒸気給気管	6 蒸気還水管	7 油・油用通気管	8 冷媒管	9 空調用給水管	10 空調用排水管	11 弁類	12 ファンコイルユニット	13 ダンパー	14 ダクト	15 吹出口・吸込口	16 チャンパー等	17 消音内貼り	18 瞬間流量計及び流量測定口	19 定風量・変風量ユニット	20 温度計	21 冷温水管の空気抜き	22 空調機用トラップ	23 鋼板製煙道	24 オイルサーピスタック	25 地下オイルタンク	26 油面制御装置	27 フィルター等付属品											
建材の内容・箇所		仕様等	処理を行う範囲																																																																																																					
設計用標準水平震度		●特定の施設		●一般の施設																																																																																																				
		●重要機器	●一般機器	●重要機器	●一般機器																																																																																																			
上層階 屋上、塔屋		機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
		防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																		
中間階		水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
		機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																		
地階・1階		防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																		
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																			
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			



【工事概要】
 ・特別教室棟3階ワープロ室のエアコン更新（2組）
 ・上記に伴う配管配線等の改修。

▨ 工事場所を示す



付近見取図

配置図 S=1/700

鳥取県
 令和7年度
 J2500182
 西部環境建築局

一級建築士事務所／建築設備設計事務所 X.PLAN Mechanical/Electrical Engineers	一級建築士事務所 鳥取県知事登録 第 03-1014 号 管理建築士 川合友加里 一級建築士登録 第 370007 号 建築設備士 田村志郎 建築設備士登録 第 28F2-7001NT 号	承認	管理技術者	担当	作図	縮尺	1/700 (A2)	工事名称	県立米子高等学校特別教室棟ワープロ室エアコン更新工事	図面番号 M-03 / 04
		田村	角田	林原	林原	設計年月日 2025. 10	図面名称 配置図・付近見取図			

冷暖房設備機器表 (改修後)

記号	名称	機器仕様	電気容量 (参考)	数量	備考
PAC 16 【新設】	パッケージエアコン	天吊形 140型	3φ×200V	2	設置場所: 3階ワープロ室 ※屋外RC基礎 (既設再利用) ※室外機RC基礎直置き
		定格冷房能力: 12.5kW (3.8~14.0kW) 定格暖房能力: 14.0kW (3.7~18.2kW)	COMP: 2.6kW		
		ワイヤードリモコン、ドレンアップ、防振ゴム、転倒防止金物×2	FAN内: 0.16kW		
		その他標準付属品共	FAN外: 0.20kW		

注記

- ※. エアコンの機種選定において高調波抑制対策指針の適用対象外のものを選定すること。(高調波流出電流計算書上の換算係数Ki=1.8以下の機種を選定すること)
- ※. 図中の電気容量は、機器を特定するものではなく参考値とする。
- ※. エアコンはグリーン購入法適合品とする。
- ※. パッケージエアコンの定格能力及び定格消費電力は、JIS B 8616に規定された定格条件による。
- ※. インバータータイプの冷房・暖房能力は定格値、() 内が能力変化の参考値を示す。
- ※. 基礎ボルトは採用メーカーの耐震計算書によって仕様を決定し、既設RC基礎に設置するアンカーについては全面引張試験を実施すること。

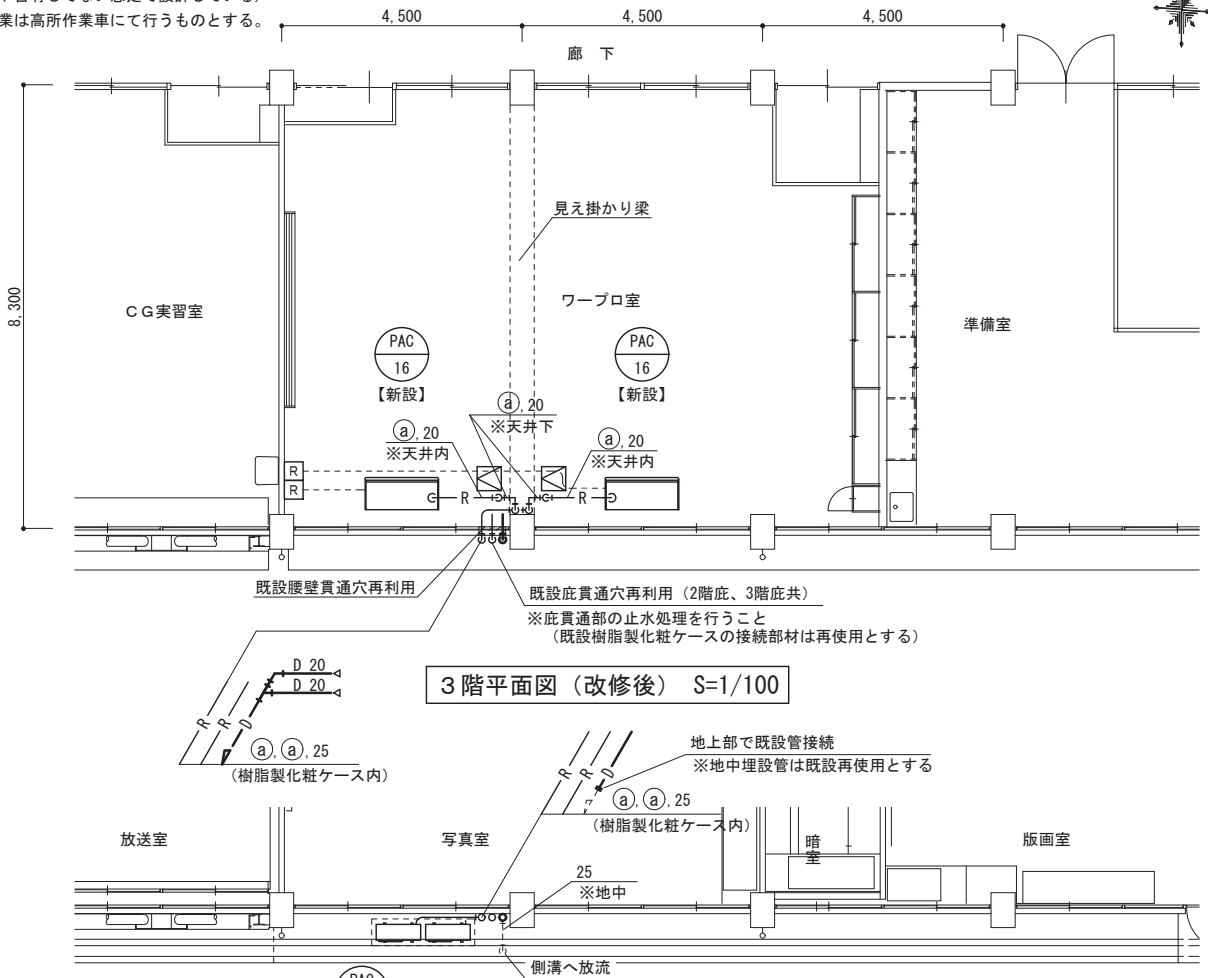
特記

- ※. 図中の太線 ——— は改修対象機器及び配管・同付属品を示し、細破線 - - - - は既設を示す。
- ※. 図中の各配管の口径・ルート等は、再度既設設備を確認のうえ施工すること。
- ※. 冷媒管のサイズは参考とし、採用メーカーにより変更が必要となった場合は施工者負担で対応すること。
- ※. 図中、**R** はエアコンリモコンを示し、取付は本工事とする。
- ※. リモコン配線は既設再利用とする。
- ※. エアコン内外渡り配線はEM-EF2.0-3C (冷媒共巻) とする。
- ※. 一次側電源は電気設備工事とする。
- ※. 図中 \square は新設天井点検口 (450×450) を示す。
- ※. 工事を行う際には現場を十分に調査の上、既存施設の使用を妨げること無き様施工する。
- ※. 作業の際は粉塵等に注意し、十分に養生を行うこと。
- ※. 冷媒管と並ぶ露出ドレン管は冷媒共巻とし、冷媒配管の外装は樹脂製保温化粧ケースとする。
- ※. 屋内の樹脂製保温化粧ケース内ドレン配管は保温チューブ10t巻きとする。
- ※. 天井材にはアスベスト含有の恐れがあるため、1検体分析調査を行い、監督員に報告すること。
なお、アスベスト含有が認められた場合は監督員と協議の上、適正に撤去処分すること。
(アスベスト含有してない想定で設計している)
- ※. 外壁配管作業は高所作業車にて行うものとする。

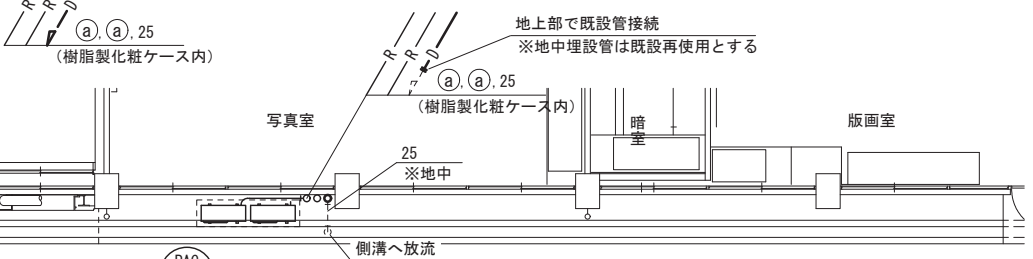
凡例

記号	名称	管種
—R—	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管 (銅管: JCDA-0009)
—D—	ドレン管	屋内一般: VP (JIS-K6741) 屋外露出: カラーVP (JIS-K6741)

記号	冷媒配管サイズ (参考) (液管×ガス管)
(a)	9.52φ×15.88φ



3階平面図 (改修後) S=1/100



1階平面図 (改修後) S=1/100

冷暖房設備機器表 (改修前)

記号	名称	機器仕様	電気容量	数量	備考
PAC 16 【撤去】	パッケージエアコン	天吊形 140型	3φ×200V	2	設置場所: 3階ワープロ室 ※屋外RC基礎 (既設再利用) ※室外機RC基礎直置き 品番: FDEJ-140H2D2 (三菱重工)
		定格冷房能力: 14.0kW 定格暖房能力: 16.0kW	COMP: 3.75kW		
		ワイヤードリモコン、ドレンアップ、その他標準付属品共	FAN内: 0.055kW×2		
		冷媒封入量: 3.38kg (R22) 製品重量: 40kg (室内機)、107kg (室外機)	FAN外: 0.06kW×2		

注記

- ※. 撤去するエアコンの既設冷媒は適正に処理すること。

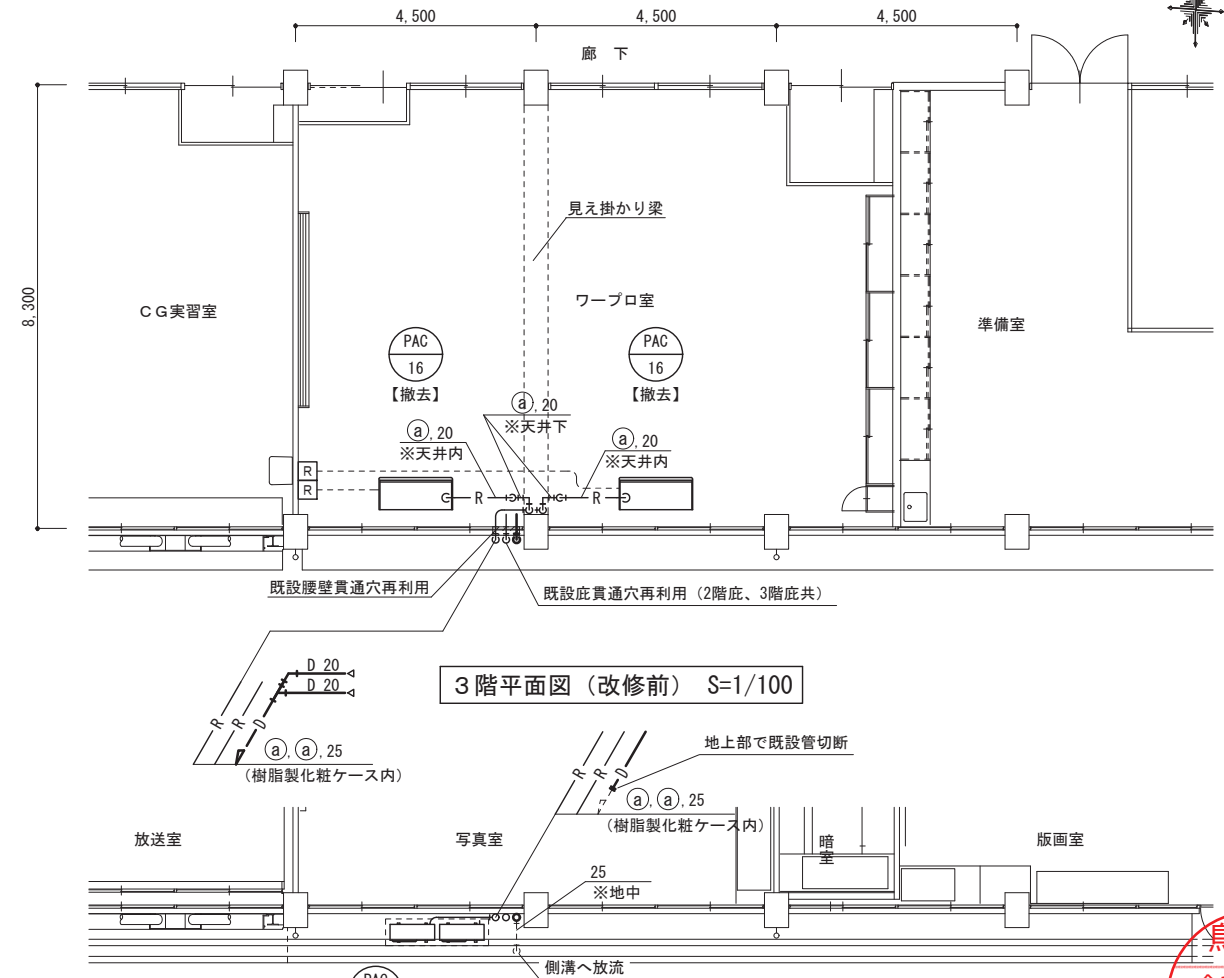
特記

- ※. 図中の太線 ——— は撤去対象機器及び配管・同付属品を示し、細破線 - - - - は既設を示す。
- ※. 図中、**R** はエアコンリモコンを示し、撤去とする。
- ※. 既設リモコン配線は再利用とする。
- ※. 既設エアコン内外渡り配線は本工事にて撤去する。
- ※. 機器電源の配線は電気設備工事とする。
- ※. 工事を行う際には現場を十分に調査の上、既存施設の使用を妨げること無き様施工する。
- ※. 作業の際は粉塵等に注意し、十分に養生を行うこと。

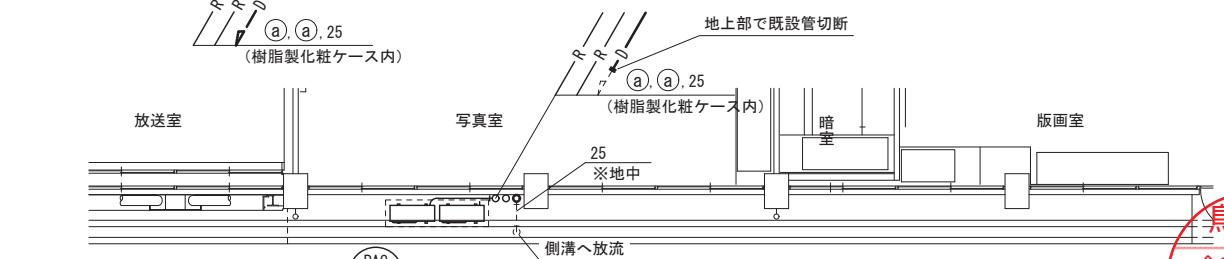
凡例

記号	名称	管種
—R—	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管 (銅管: JCDA-0009)
—D—	ドレン管	屋内一般: VP (JIS-K6741) 屋外露出: カラーVP (JIS-K6741)

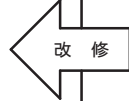
記号	冷媒配管サイズ (参考) (液管×ガス管)
(a)	9.52φ×19.05φ



3階平面図 (改修前) S=1/100



1階平面図 (改修前) S=1/100



一級建築士事務所 / 建築設備設計事務所
X.PLAN
 Mechanical/Electrical Engineers
 一級建築士事務所 鳥取県知事登録 第 03-1014 号
 管理建築士 川合友加里 一級建築士登録 第 370007 号
 建築設備士 田村志郎 建築設備士登録 第 28F2-7001NT 号

承認 管理技術者 担当 作図
 (田村) (角田) (林原) (林原)

縮尺 1/100 (A2)
 設計年月日 2025. 10

工事名称 県立米子高等学校特別教室棟ワープロ室エアコン更新工事
 図面名称 冷暖房設備 特別教室棟 1階・3階平面図 (改修後・改修前)

図面番号 M-04 / 04



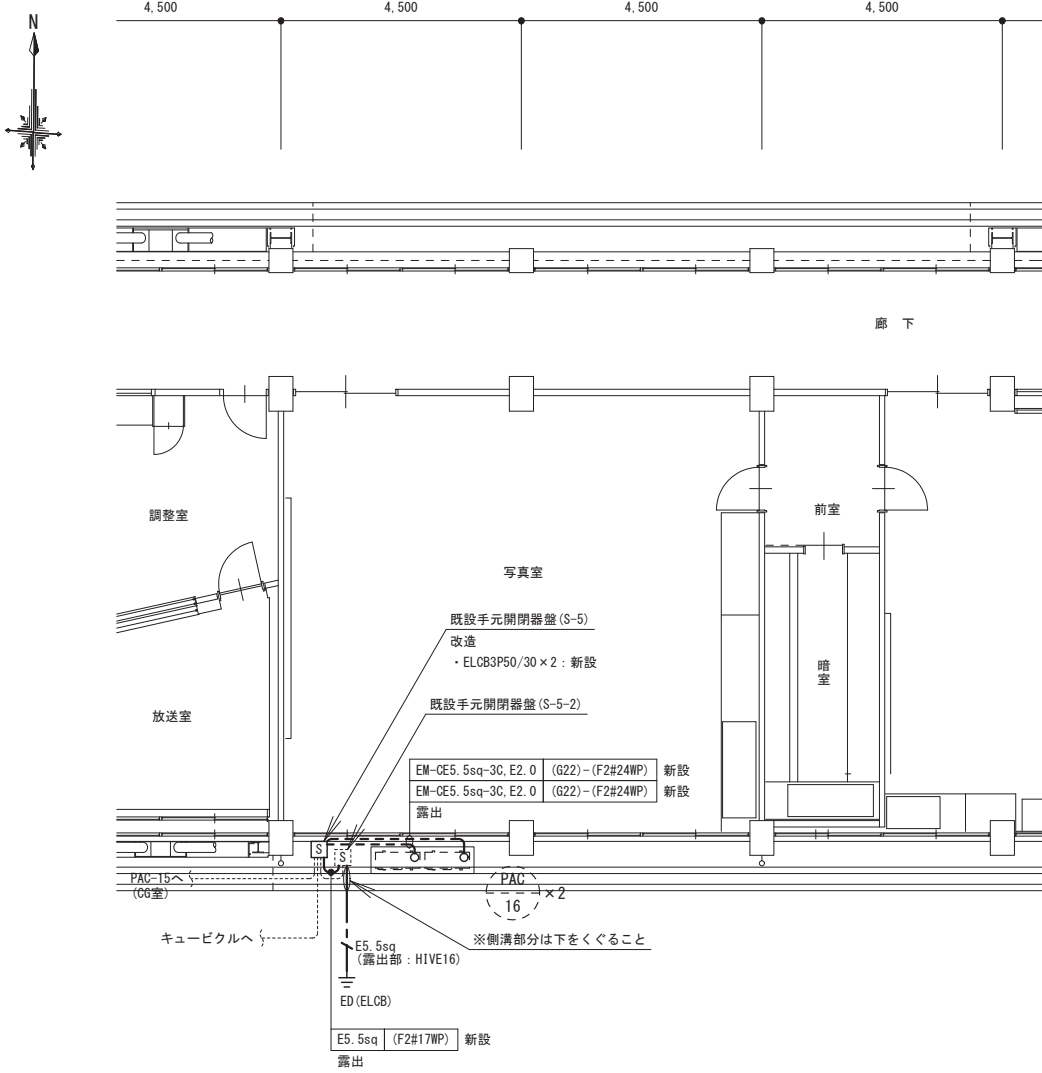
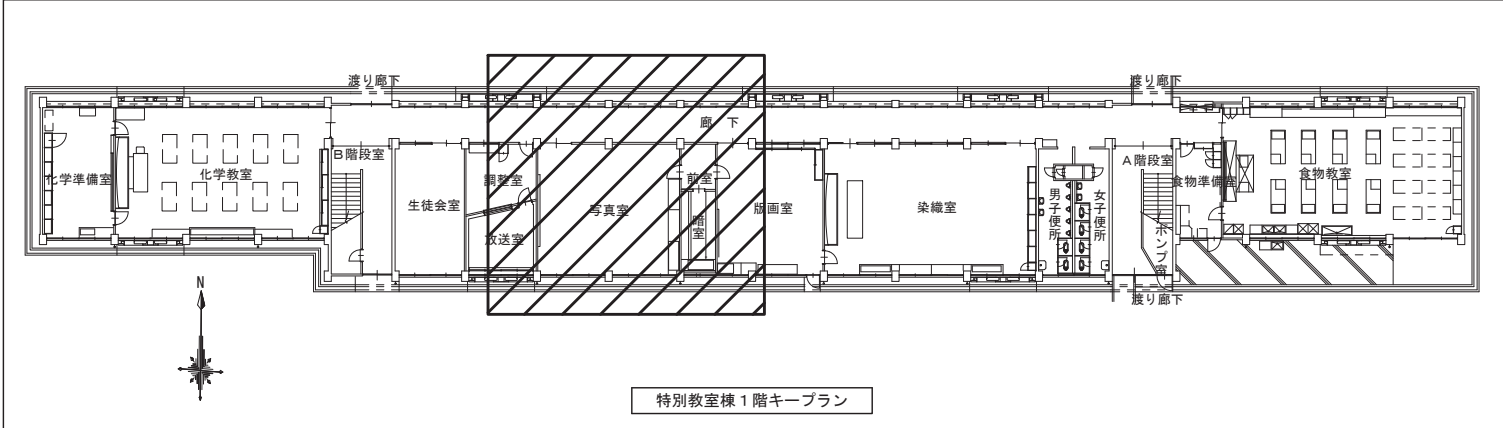
電気設備工事特記事項

特記仕様
一般事項

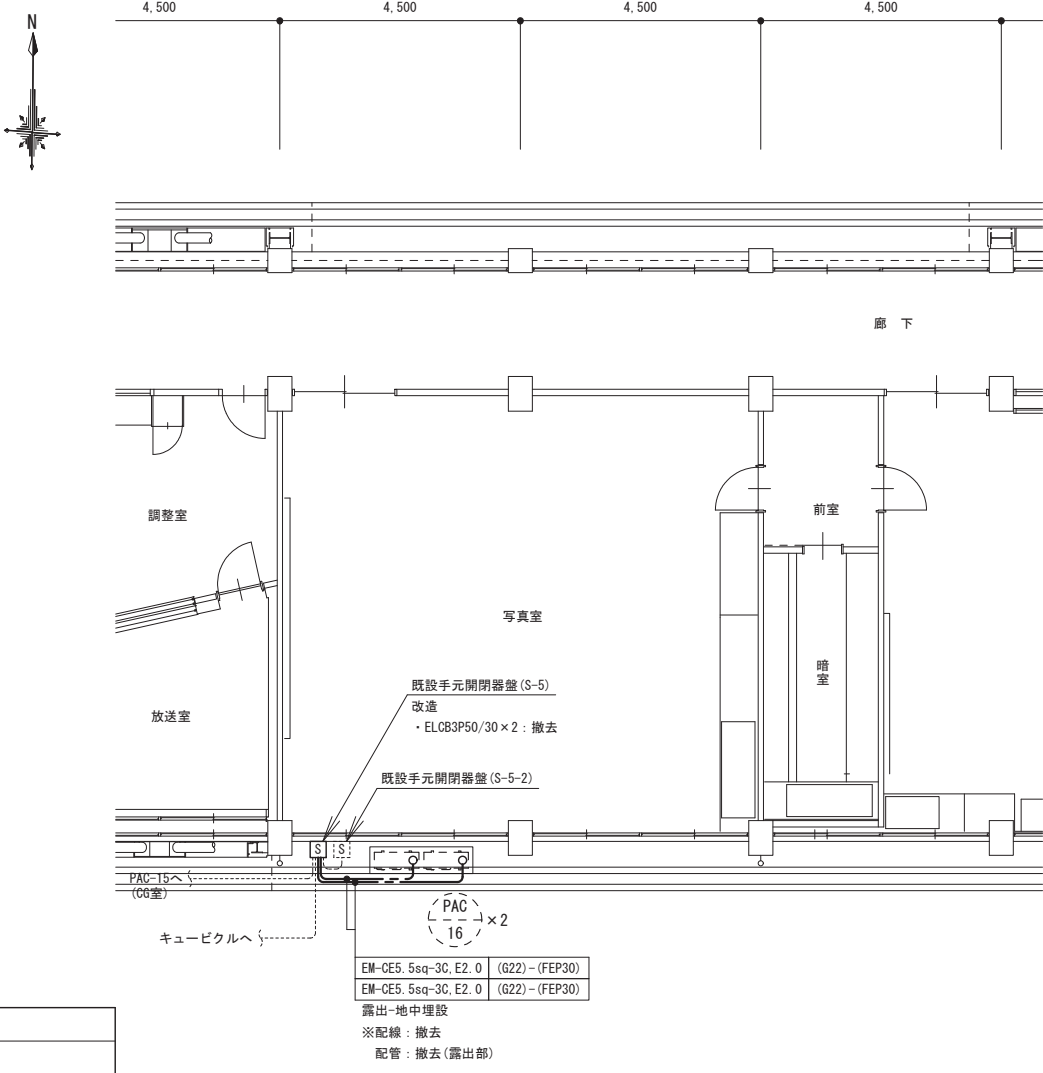
(1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様等のうち、**◎**印の付いたものによる。

- ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）（以下、「標準図」という。）

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（令和4年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。



1階平面図（改修後） S=1/100



1階平面図（改修前） S=1/100

改修

- 注 記**
1. 既存設備を十分調査の上、施工のこと。
 2. 図中、指示なき細破線の配管配線及びシンボルは既設を示す。
 3. 図中、指示なきシンボルは下記による。
○ 機器電源部
 4. 停電作業は、施設運営に影響が無い期間(時間)に行い、
停電時間が最短となるよう検討すること。



一級建築士事務所／建築設備設計事務所 Mechanical/Electrical Engineers	一級建築士事務所 鳥取県知事登録 第 03-1014 号 管理建築士 川合友加里 一級建築士登録 第 370007 号 建築設備士 田村志郎 建築設備士登録 第 28F2-7001NT 号	承認 	管理技術者 	担当 	作図 	縮尺 1/100 (A2) 設計年月日 2025. 10	工事名称 県立米子高等学校特別教室棟ワープロ室エアコン更新工事 図面名称 機器電源設備 特別教室棟1階平面図(改修後・前)	図面番号 E-01 / 01
---	--	--------	-----------	--------	--------	---------------------------------	--	-------------------